

可以申请护理保险的服务

介護保険で受けられるサービス

可以申请事务所，机构的服务		事業所・施設で受けられるサービス
日间护理 ひがえ 日帰り サービス	自行前往护理机构的护理 通所介護(デイサービス)	提供用餐和入浴等支援服务和机能训练的日间护理 食事や入浴などの支援や機能訓練などを日帰りで提供する
	自行前往护理机构的恢复训练 (日间护理) 通所リハビリテーション(デイケア)	理学療法人员和作业疗法人员提供使身心机能恢复的训练 理学療法士、作業療法士などがリハビリテーションを行い心身機能の維持回復を行う
住宿护理 宿泊サービス	短期入住 / 生活护理 短期入所 / 生活介護(ショートステイ)	在护理机构中短期住宿的用餐，入浴等支援服务和机能训练护理 施設などに短期間宿泊して食事や入浴などの支援や機能訓練などを行う
	特别养老院 特別養護老人ホーム	对需要护理服务的人员提供用餐，入浴，如厕等的护理服务 常に介護が必要な方に、食事、入浴、排せつなどの介護を提供する
入住特殊机构者的生活护理服务 特定施設入居者生活介護		入住收费养老院，提供日常生活上的支援和护理服务 有料老人ホームなどに入居して日常生活上の支援や介護サービスを行う



上门护理服务

居宅で受けられるサービス

访问护理 訪問介護	家庭助理服务主要包括用餐，入浴，如厕等的护理服务和調理，洗濯，打扫等家务服务 ホームヘルパーが入浴、排せつ、食事などの介護や調理、洗濯、掃除等の家事を行う
访问护理 訪問看護	护理师在医师的指导下，进行健康检查，照顾疗养等 看護師が医師の指示のもとで、健康チェック、療養上の世話などを行う
租借福祉用具 福祉用具貸与	福祉用具(車，床等)的租借服务 福祉用具(車いす、ベットなど)のレンタルサービス



小规模多机能的上门护理 小規模多機能型居宅介護	自行前往机构护理，短期住宿护理，上门访问护理组成的日常生活支援服务和机能训练服务 施設への通所、短期の宿泊、自宅への訪問を組み合わせて日常生活上の支援や機能訓練を行う
定期巡回，随时对应型访问护理看护 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	提供定期巡回和随时通报等24小时365天的必要服务 定期的な巡回や随時通報への対応など、24時間365日必要なサービスを提供する

AIA: Akita International Association 公益財団法人 秋田県国際交流協会

咨询电话

018-884-7050

〒010-0001 秋田市中通2-3-8 アトリオン1楼
【电话号码】018-893-5499 【传真号码】018-825-2566
【主页】http://www.aiahome.or.jp
【电子邮件】aia@aiahome.or.jp
【开馆时间】月(周一)～金(周五)，第3土(第三周六)/9:00-17:45



中文
生活信息杂志
第22号
免费!

生活情報誌
えいあいえい!!!

《目录》

- P.1 所谓护理保险
 - P.2 护理保险制度的组成 / 申请护理保险需要的手续
 - P.3 申请护理保险需要的手续
 - P.4 可以申请护理保险的服务
- 《目次》
- P.1 介護保険とは
 - P.2 介護保険制度のしくみ、介護サービスを利用するための手続き
 - P.3 介護サービスを利用するための手続き
 - P.4 介護保険で受けられるサービス



向外国人介绍护理保险制度

外国人の方へ介護保険制度について紹介します。



提前了解相关信息对家人需要护理服务或者自己需要护理服务都非常有用。

家族の介護が必要になったときや自分が介護サービスを受けたいときに知っておくと役に立つ情報です。

所谓护理保险

介護保険とは

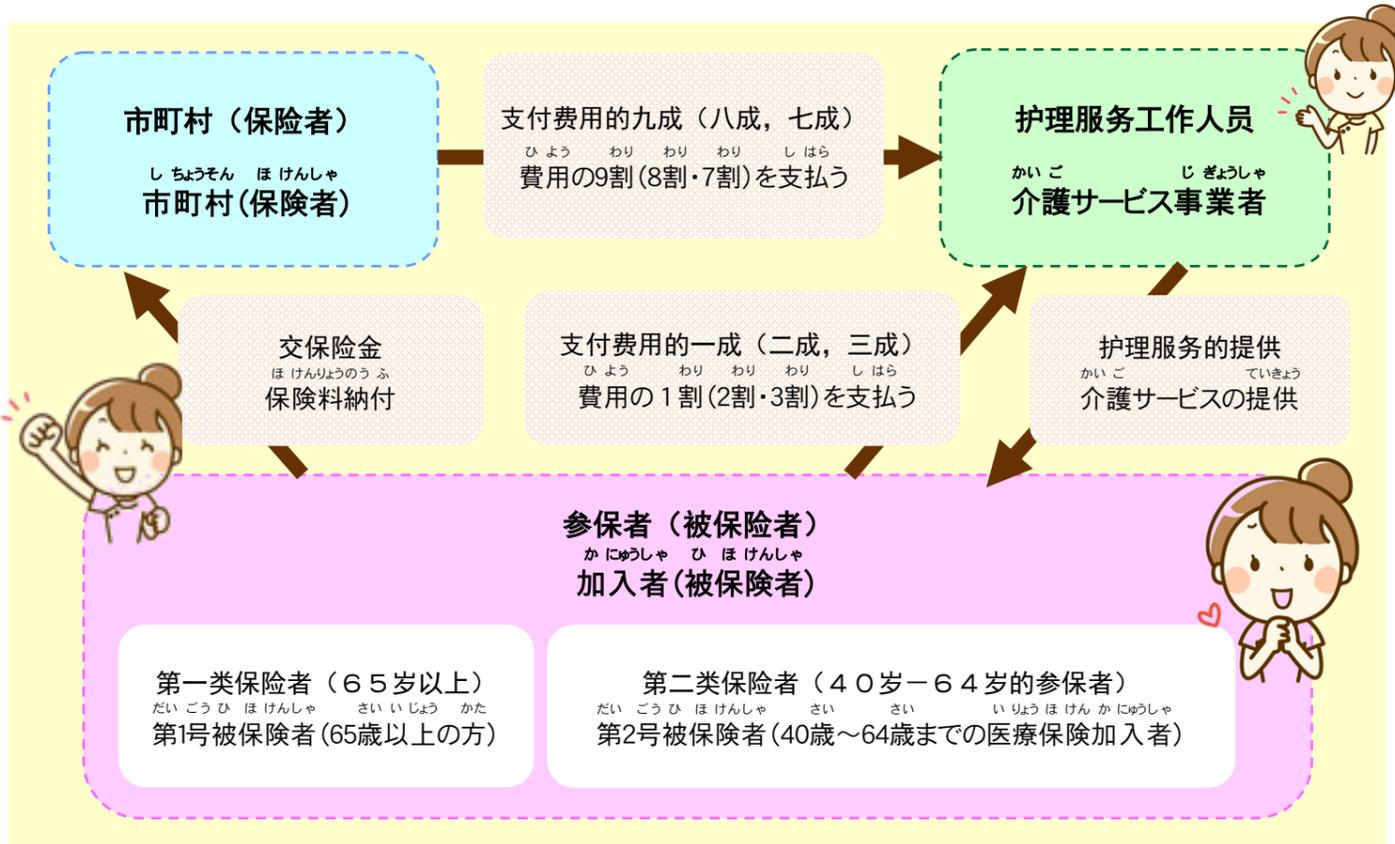
- ▶减轻需要护理服务的家庭的负担，由全社会支持护理费用的制度。
- ▶参保者付保费，在需要护理服务时通过相关认定，即可使用必要的护理服务。
- ▶外国人年龄在40岁以上，日本停留时间超过三个月，即可参保，申请护理服务。
- ▶40岁至64岁的申请人只可使用特定疾病。
- ▶详细内容请咨询市町村护理保险担当课。

- ▶介護を必要とする家族の負担を軽減し、介護を社会全体で支えるための制度です。
- ▶加入者が保険料を出し合い、介護が必要ときに認定を受けて、必要な介護サービスを利用できます。
- ▶外国人の場合、日本に3か月を超えて滞在する40歳以上の方は、介護保険の被保険者となり、介護サービスを受けることができます。
- ▶40歳～64歳までの方が受給する場合は特定疾病に限定されています。
- ▶詳しいことは市町村の介護保険担当課に聞いてください。



护理保险制度的组成

介護保険制度のしくみ



申请护理保险需要的手续

介護サービスを利用するための手続き

1. 申请

到市町村的服务窗口咨询，办理需要护理的认定手续。

1. 申請

市町村の窓口で相談し、要介護認定の申請手続きをする。



2. 认定审查

- 调查员到申请人家中了解申请人身心状况和日常生活情况。
- 申请人的主治医生向市町村出具意见书。
- 根据护理需要程度决定 1-5 的护理服务或 1 号，2 号的支援服务。

2. 認定審査

調査員が自宅を訪問して、介護を受ける人の心身の状況や日常生活状況等について聞き取る。

市町村は介護を受ける人の主治医に意見書を書いてもらう。

介護の必要な程度によって、要介護1~5または要支援

3. 需要护理的认定

原则上申请后 30 日之内市町村通知认定结果。

3. 要介護認定

申請から原則として30日以内に市町村から認定結果が通知される。

4. 制定护理服务计划

护理服务计划通过考量护理目的，护理种类，护理时间，护理程度等相关内容及申请人和申请人亲属的需要及生活状况和利用上限等制定。

认定为护理程度 1-5 级，需要上门护理服务时，上门护理支援服务的专业护理人员制定护理服务计划。

认定为护理程度 1-5 级，需要到护理机构看护时，请直接到护理机构提出申请。

被认定为需要支援 1 类或 2 类时，地区包括支援中心的工作人员制定护理预防服务计划。

制定护理服务计划是免费的。

4. 介護サービス計画の作成

介護サービス計画(ケアプラン)は、「何を」目的として、「どのサービス」「どのくらい」使うのかを、本人や家族の要望、生活の状況、利用できるサービスの上限を考慮して作成する。

要介護1~5と認定され、在宅で介護サービスを利用する場合、居宅介護支援事業者の介護支援専門員(ケアマネージャー)に依頼して介護サービス計画(ケアプラン)を作ってもらおう。

要介護1~5と認定され、施設へ入所を希望する場合は、希望する施設に直接申込する。

要支援1か2と認定された場合は、地域包括支援センターの職員が介護予防サービス計画(介護予防ケアプラン)を作成してくれる。

ケアプラン作成は無料。



5. 服务的使用

向提供护理服务的工作人员出示<护理保险被保者证书>和<护理保险负担金额比例证书>，依据护理服务计划使用上门护理服务或机构护理服务。

5. サービスの利用

サービス事業者に「介護保険被保険者証」と「介護保険負担割合証」を提示して、ケアプランに基づいた居宅サービスや施設サービスを利用する。

6. 护理服务的费用

依据护理服务计划使用护理服务的人员需负担护理总费用的一成(二成能够，三成)。

6. 介護サービスの費用

ケアプランに基づいた利用者は、サービス費用の1割(2割・3割)を負担する。



秋田县内上门护理服务一览 (仅支持日文浏览)

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/34310>

秋田県内の居宅介護支援事業者の一覧

秋田县内地区包括支援中心一览 (仅支持日文浏览)

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/2202>

秋田県内の地域包括支援センターの一覧